

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所、  
福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業  
者防災業務計画の修正について

2. 日 時：令和6年1月10日 10:00～11:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、嶋崎専門職、澤村専門官、沼田専門職、酒井専門職、

五十嵐係員

監視情報課

竹田地方調整専門官

福島第一原子力規制事務所

廣岡副所長、高野専門官、宮本専門官

柏崎刈羽原子力規制事務所

岸川副所長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ マネージャー 他14名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、同社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）、福島第二原子力発電所（以下「2F」という。）及び柏崎刈羽原子力発電所（以下「KK」という。）の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1～資料7に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

- ・可搬型ポンプ等台数の記載方法の変更（1F, 2F, KK）
- ・オンサイト医療に係る修正（1F, 2F, KK）
- ・原子力事業所災害対策支援拠点移転に伴う修正（KK）
- ・特定重大事故等対処施設に係るEAL修正（KK）
- ・地震起因の通報文様式修正（KK）
- ・通報先追加に係る修正（1F, 2F）
- ・原子力防災資機材の点検内容修正（1F）
- ・原子力防災資機材の配置変更に伴う修正（1F, 2F）
- ・その他、記載の適正化 など

原子力規制庁から、以下について伝え、東京電力から、今回の指摘を踏まえて対応するとの回答があった。

- ・ AEDの点検頻度については、厚労省は日常的に点検するよう指導しているところであり、そのようにマニュアルで明確化すること。
- ・ 1F排水口モニタ不具合に係る中長期的対策については、別途面談機会を設けるので、改めて細部を説明すること。

## 6. その他

配布資料：

- 資料1 原子力事業者防災業務計画の修正（案）について（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料2 「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（修正案）対照表（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料3 福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画（修正案）（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料4 「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（修正案）対照表（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料5 福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画（修正案）（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料6 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画（修正案）」対照表（東京電力ホールディングス株式会社）
- 資料7 柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画（修正案）（東京電力ホールディングス株式会社）